

(事務連絡)

令和2年4月8日

保育園・認定こども園利用保護者様

大川市長 倉重 良一

緊急事態宣言に伴う保育園・認定こども園の対応について

新型コロナウイルス感染拡大を受け発出された「緊急事態宣言」に伴う保育園・認定こども園の対応につきましては、下記のとおり取扱いますので、お知らせいたします。

1. 保育園・認定こども園の開所について

- ①保育園・認定こども園は、感染防止対策を徹底したうえで、開所を継続いたします。
- ②感染防止拡大のため、自宅での保育が可能な方（保護者が仕事を休んで家にいる場合など）は、登園を控えていただきますようお願いいたします。登園自粛要請期間は、令和2年4月8日（水曜日）から令和2年5月6日（水曜日）までとします。

2. 保育料について

- ①登園自粛要請期間に登園を自粛した場合は、後日、日数に応じ保育料を返還します。
- ②返還の手続きについては、後日、各施設を通してご案内します。

3. 副食費について

- ①副食費は、各園との契約に基づきお支払いいただいていることや食材の調達方法等が園によって異なるため、各園へお問合わせください。

4. 育児休業からの復職について

- ①緊急事態宣言に伴い育児休業を延長される場合、復職期限を令和2年5月7日（木曜日）までに延期します。
- ②復職後、速やかに就労証明書（復職証明書）を市子ども未来課に提出してください。

5. 次に該当する場合についても、登園の自粛をお願いします

- ①児童が37.5度以上の発熱、倦怠感、呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上の経過及び呼吸器症状の改善が見られるまで登園できません。

問合せ先 大川市子ども未来課 TEL 85-5535
----------------------------------